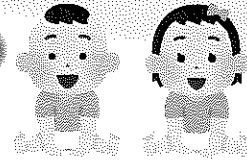


令和3
年度

保育士



修学資金貸付制度の ご案内

募集締切 / 6月1日(火) 必着

※養成施設の締切を必ず確認して下さい。

保育士資格取得のための学費を無利子で貸付します！
養成施設卒業後、県内で保育業務に5年間従事した場合、
全額返還免除されます!! (在学中及び保育業務に就労中は返還を猶予します。)

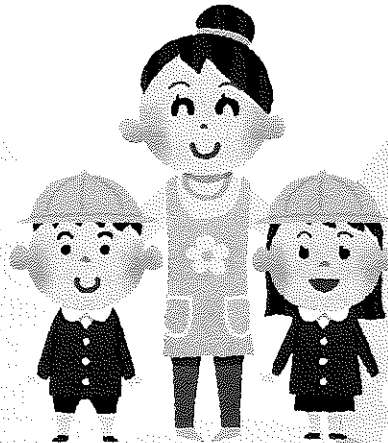
あなたを応援する3つのポイント

POINT
1

貸付額

160万円

- 高等教育の修学支援新制度対象者等は金額調整を行う場合があります。
- 貸付申請時点で区分決定されていない方は貸付決定が遅れることがあります。

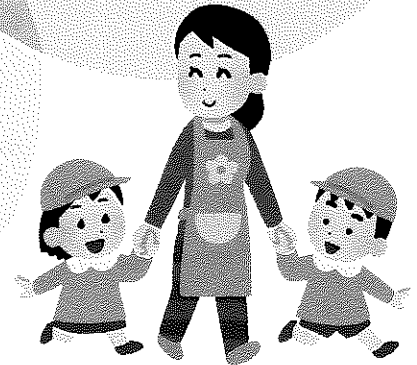
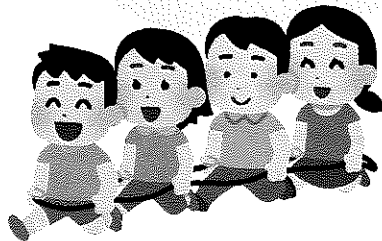


POINT
3

5年間従事 で 全額返還免除

POINT
2

無利子で 貸付



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

お問
い
合
わ
せ
先

福祉人材・研修部 (人材自立育成担当) 詳しくはホームページで確認を！
(電話) 029-350-8366

茨城県社会福祉協議会保育士修学資金

検索



貸付対象

指定保育士養成施設（以下「養成施設」という。）に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に就労する意思のある方で、家庭の経済状況等から修学資金の貸付けを必要とする次のいずれかに該当する方。

- (1) 茨城県内に住民登録している方
- (2) 茨城県内の養成施設に在学する方
- (3) 養成施設の学生となった年度の前年度に茨城県内に住民登録をしていて、かつ養成施設に修学するために茨城県外に転居した方

貸付額等

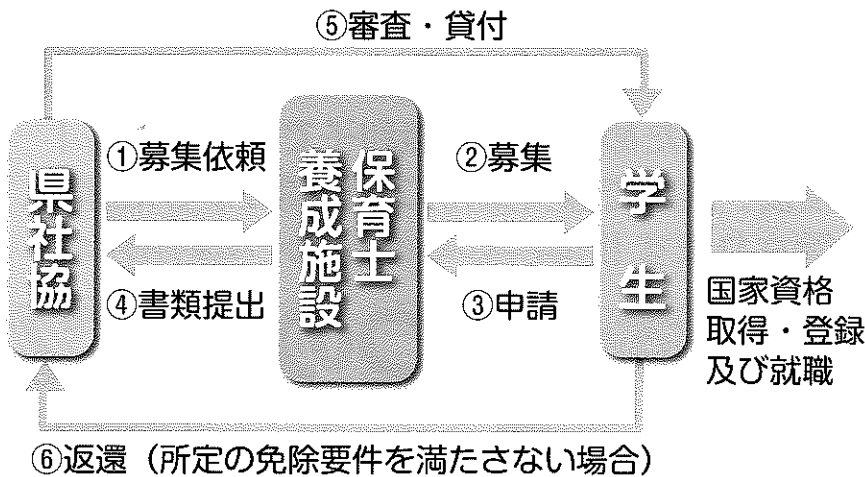
(無利子)

修学資金 月額 5万円以内（原則2年間）
入学準備金 20万円以内（初回の貸付時）
就職準備金 20万円以内（最終回の貸付時）

*その他、生活費加算制度があります。

すべて無利子でお貸しします。

貸付の流れ



茨城県内の 保育施設等

返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で保育業務に5年間従事した場合は、貸付を受けた修学資金の返還が免除となります。

返還

返還の免除要件を満たさなくなった場合、返還となります。
返還期限内に返還されない場合には、延滞利子を徴収します。

申込み

●申込み期限／令和3年6月1日(火) 必着

※上記の日程は、養成施設から県社協への申請書類提出期限です。
※申請は養成施設を通して行っていただきますので、必ず養成施設への提出期限を確認してください。

- 申込み方法／●「募集要項」を入手し、養成施設の指示に従って申請書のほか必要な書類を揃えて提出してください。
(募集要項は県社協ホームページにも掲載しています)
- 世帯全員が記載された住民票、世帯の所得を証明する書類、(申請者も含めた18歳以上の家族全員分)、連帯保証人1名※(所得証明・印鑑登録証明書)等が必要となります。

※申請者が20才未満の場合、連帯保証人は法定代理人(親など)になっていただきます。

<返還免除対象となる保育所等従事先施設の例>

保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・乳児院・
母子生活支援施設・児童厚生施設・児童養護施設・障害児入所施設・
児童発達支援センター・児童家庭支援センター など

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部 (人材自立育成担当) (電話) 029-350-8366